

# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を芦屋市から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な支給要件

- ① 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している方
- ② 申請日の属する月における、収入の合計額が収入基準額（※）以下であること及び、資産が一定額以内である方  
※収入基準額は、世帯により異なります。
- ③ ①の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた方

※住居確保給付金の申請時に、必要な方には、芦屋市社会福祉協議会にて支援プランを作成し、受給中は、支援プランに基づいた支援を行います。

上記以外にも、複数の支給要件があります。

住居確保給付金の申請や詳細な内容については、裏面の芦屋市社会福祉協議会にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

芦屋市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



### 【お問合せ先】

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

住 所：芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口（芦屋市呉川町14番9号）

電 話：0797-31-0681 / FAX：0797-32-7529

メール：kurashi@ashiya-shakyo.com

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※祝日除く

※総合相談窓口は、芦屋市が芦屋市社会福祉協議会へ委託して実施しています。